

(水道事業における事業評価)

このような背景のもと、厚生労働省では、平成 16 年 7 月 12 日付健康局長通知「水道施設整備事業の評価の実施について」によって、国庫補助を受けて実施する水道施設整備事業の事前評価及び一定期間を経過した事業の再評価を実施することとしている。

水道は、生活及び社会経済活動を支える基盤施設であり、安全で安心な水道水を安定的に供給することは、公衆衛生の確保、豊かで潤いのある快適な生活の実現、種々の社会経済活動の維持・発展という効果がある。この意味で、水道整備に効果があることは明白である。

しかし、需要者(住民等)の水道料金により事業を実施する水道事業は、その効果をできるだけ定量的に明らかにし、需要者へ分かり易く説明する必要がある。特に、水道事業者が国庫補助を受け各種の事業実施を行う場合は、公共事業という観点から、その投資に対する効果を客観的に示す必要がある。

1-2. マニュアルの分析対象

本マニュアルでは、国庫補助事業を対象とし、個別の事業について、費用対効果分析の適用手法を解説する。

水道事業は、図 I-1.1 に示すように水源から需要者までを水道施設により結び、安全かつ安心できる水道水を安定的に供給する事業である。この水道事業を構成する個別の事業として、以下の 3 つに区分して考えることができる。

- 「施設を新設・更新する:水源開発施設、管路布設、浄水場建設等」:建設事業
- 「事業を運営する:浄水場運転、点検業務等」:維持管理
- 「需要者へサービスを提供する:広報、料金徴収、相談等」:窓口業務等

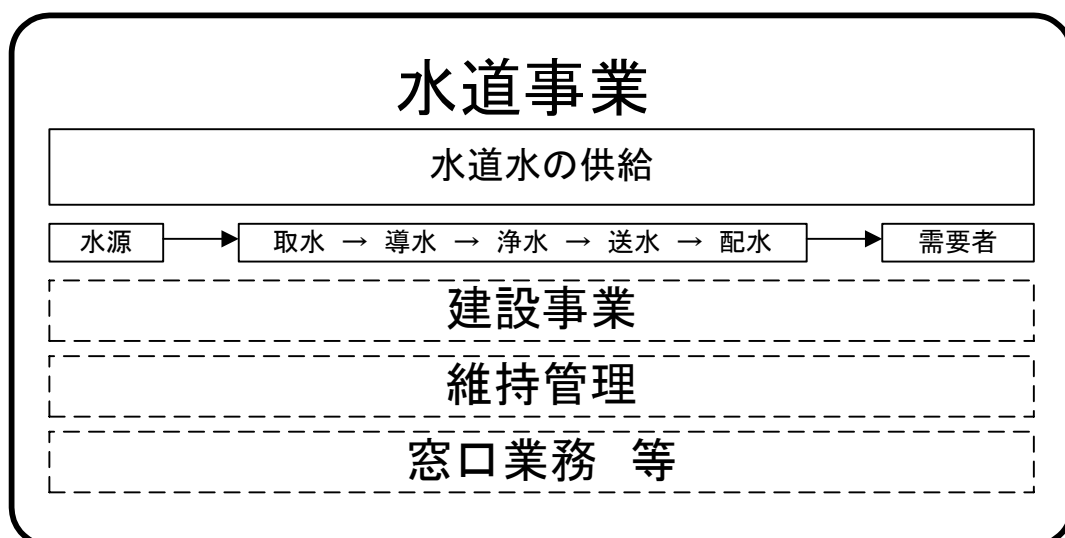


図 I-1.1 水道事業を構成する事業